

韮崎中央体育館ネーミングライツ・パートナー（特定施設型）募集要項 FAQ（R7.3 月）

番号	質問項目	ご質問と市回答事例
1	3 命名権の期間 (2)始期	始期は協議とされていますが最短での開始はいつからですか。 （市回答） 施設のプレオープンとなる令和 7 年 9 月を最短の目安として協議します。
2	4 ネーミングライツ料	支払時期（4 月・1 月・・・等）はいつになりますか。また分割の支払は可能でしょうか。 （市回答） 時期についてはネーミングライツ・パートナーのご意向をうかがったうえで、協議して決定します。支払は年度毎一括を基本とします。
3	5 費用負担区分	施設看板等破損の場合の負担区分は市とネーミングライツ・パートナーのどちらでしょうか。 （市回答） 市の責めによる場合を除き、ネーミングライツ・パートナーによる費用負担をお願いします。
4	5 費用負担区分	敷地内に愛称看板を設置するための費用や仕様を知りたいのですが。 （市回答） ご意向をうかがったうえで、詳細は協議して決定します。
5	8 応募方法 (5)質問方法	現場を見学したいのですが可能ですか。 （市回答） 令和 7 年 3 月現在、建設工事中ですので、現場とも調整のうえ、可能であればご案内いたします。募集期間内において複数の希望日程をご提示ください。